

中華人民共和國海關輸入食品海外生產企業
登録管理規定（海關總署令第 280 号）
仮訳

本資料は、中国海關總署により 2025 年 10 月 14 日付で公布された中華人民共和國海關輸入食品海外生產企業登録管理規定（海關總署令第 280 号、2026 年 6 月 1 日施行）を農林水産省が仮訳したものです。ご利用にあたっては下記原文もご確認ください。

中华人民共和国海关进口食品境外生产企业注册管理规定（海关总署令第 280 号）

http://www.customs.gov.cn/customs/2025-10/15/article_2025121221040194106.html

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、農林水産省および執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

中華人民共和国海関輸入食品海外生産企業登録管理規定（海関総署令第 280 号）
（2025 年 10 月 14 日海関総署令第 280 号公布、2026 年 6 月 1 日より施行）

第一章 総則

第 1 条 この規定は、輸入食品の海外生産企業の登録管理を強化するため、「中華人民共和国食品安全法」及びその実施規則、「中華人民共和国輸出入商品検査法」及びその実施規則、「中華人民共和国出入国動植物検疫法」及びその実施規則、「国務院食品等製品の安全監督管理強化に関する特別規定」等の法律及び行政法規の規定に基づき制定する。

第 2 条 この規定は、中国国内に食品を輸出する海外生産、加工、貯蔵企業（以下「輸入食品海外生産企業」という。）の登録管理に適用する。

前項の輸入食品海外生産企業には、食品添加物、食品関連製品の生産、加工、貯蔵企業を含まない。

第 3 条 海関総署は、輸入食品海外生産企業の登録管理業務を一元的に担当する。

第 4 条 輸入食品海外生産企業は海関総署に登録されなければならない。

第 5 条 海関総署は、リスク管理の原則に基づき、輸入食品海外生産企業が所在する国（地域）の食品安全管理システムと食品安全状況の評価と審査状況に基づき、関連する食品のリスクレベルと組み合わせ、輸入食品海外生産企業の分類管理を実施し、対応する登録方法、申請資料、審査手続及びその他の登録管理要件を決定する。

リスクアセスメントを経ている、又は輸入食品の安全リスクの変化を示す証拠がある場合、海関総署は関係登録要件を調整することができる。

第二章 登録条件と手続

第 6 条 海関総署は、食品の原材料の出所、生産・加工技術、食品安全履歴データ、消費層、消費方法等の要因の分析に基づき、国際慣行に合わせて、公式推薦登録が必要な輸入食品の目録（以下目録という。）を決定し、公表する。

第 7 条 輸入食品海外生産企業の登録条件

（1）所在国（地域）の管轄当局の承認を得て設立され、その実効的な監督下にあること。

（2）効果的な食品安全衛生管理と保護システムを確立し、所在国（地域）で合法的に生産と輸出を行い、中国に輸出される食品が中国の関連法規と食品安全国家基準に適合する

ことを保証すること。

(3) 海関総署及び所在国（地域）の管轄当局が合意した関連検査検疫条件を満たしていること。

目録に記載されている食品の海外生産企業は、所在国（地域）の管轄当局の推薦を得なければならない。

第8条 目録に記載されている食品の海外生産企業である場合、所在国（地域）の管轄当局は、企業の審査検査を実施し、登録要件を満たす審査検査報告書及び推薦状を発行しなければならない。

第9条 輸入食品海外生産企業は、自ら又は委託した代理人を通じ、海関総署に次の申請書類を提出しなければならない。

(1) 企業登記申請情報

(2) 所在国（地域）の管轄当局が発行した営業許可証又は証明書等企業の資格を証明する文書

(3) 企業が本規定の要件を満たすことを約束する声明

目録に記載されている食品の海外生産企業は、所在国（地域）の管轄当局が発行した審査検査報告書及び推薦状を提出しなければならない。

必要に応じて、海関総署は企業に対して、食品安全衛生保護システム、生産形態、生産能力等の書類の提供を要求することができる。

第10条 企業登録申請の情報には、企業名、所在国（地域）、生産場所の所在地、法定代表者、連絡先、連絡方法、所在国（地域）の管轄当局が承認した登録番号、申請する食品の種類等の情報が含まなければならない。

第11条 登録申請書類は中国語又は英語を使用する。

所在国（地域）の管轄当局及び輸入食品海外生産企業は、関連書類の真正性、完全性、合法性について責任を負う必要がある。

第12条 海関総署は、輸入食品の安全リスクのレベルに応じて、自ら又は関係機関に委託し、書面検査、ビデオ検査、現場検査等の形又はそれらの組み合わせにより、登録を申請する輸入食品海外生産企業に対して、評価と審査を実施する。

輸入食品海外生産企業及び所在国（地域）の管轄当局は、上記の評価審査に協力する必要がある。

第13条 海関総署は評価審査の状況に基づき、条件を満たす輸入食品海外生産企業を登録

し、中国の登録番号を付与し、書面で輸入食品海外生産企業に通知する。条件を満たさない輸入食品海外生産企業は登録せず、書面で輸入食品海外生産企業に通知する。

第14条 登録された企業が中国国内に食品を輸出する場合、食品包装に中国登録番号又は所在国（地域）の管轄当局が承認した登録番号を表示しなければならない。

第15条 輸入食品海外生産企業の登録有効期間は5年間とする。

輸入食品海外生産企業を登録する際、海関総署は登録の有効期間の開始日と終了日を決定しなければならない。

第16条 海関総署は、輸入食品海外生産企業リストを統一して公表する。

第17条 輸入食品海外生産企業が所在する国（地域）の食品安全管理システムが海関総署によって承認され、かつ、次のいずれかの状況に該当する場合、海関総署は所在国（地域）の管轄当局と書面でその国（地域）の企業に対して、リスト登録の方式を採用することを取り決めることができる。

- （1）海関総署と輸出入食品安全協力協定を締結した場合
- （2）中国と食品安全協力を含む協定、覚書、共同声明等の協力文書を締結した場合
- （3）その他、海関総署がリスクアセスメントした上、リスト登録方式を採用できると判断した場合

第18条 リスト登録の方法を採用する場合、所在国（地域）の管轄当局は海関総署に次の資料を提出しなければならない。

- （1）中国で登録する食品生産企業の推薦リスト
- （2）本規定第10条に定める申請情報
- （3）推薦対象企業が本規定第7条第1項に適合する旨の声明
- （4）二国間協力文書に合意された責任の継続的な履行へのコミットメントの声明

海関総署は審査を経て、要件を満たすリスト掲載企業を登録し、中国の登録番号を付与する。要件を満たさないリスト掲載企業は登録せず、所在国（地域）の管轄当局に書面で通知する。

第三章 監督と管理

第19条 海関総署は、輸入食品の安全リスクのレベルに応じて、自ら又は関係機関に委託し、輸入食品海外生産企業が持続的に登録要件を満たしているかどうかを再検査する。輸入食品海外生産企業及び所在国（地域）の管轄当局は、上記の再検査作業に協力する必

要がある。

第 20 条 登録有効期間内に輸入食品生産企業の登録情報が変更された場合、登録申請ルートを通じて海関総署に変更申請を提出し、次の資料を提出しなければならない。

- (1) 登録項目の変更情報の対照表
- (2) 情報の変更に関する証明資料

海関総署は評価を経て、変更可と認めた場合は変更作業を行う。生産拠点の移転、法定代表者の変更、所在国（地域）が付与した登録番号の変更等により、企業の食品安全衛生管理及び保護システムに重大な影響を及ぼす状況がある場合、海関総署は変更作業を行わず、企業に再登録申請を通知するとともに、中国の登録番号を通知日から失効させる。

第 21 条 企業登録の有効期間満了時は、自動的に 5 年間延長されるが、次のいずれかの場合に当てはまる場合は除外される。

- (1) 輸入食品が自動更新を認めない輸入食品リストに掲載された場合
- (2) 企業が登録要件を満たしていないため、是正期間中である場合
- (3) 海関総署が法律により輸入食品海外生産企業の所在国（地域）からの関連食品の輸入を一時停止する場合

第 1 項の自動更新を認めない輸入食品リストは、海関総署が別途公表する。

第 22 条 自動更新を認めない輸入食品リストに記載されている食品の海外生産企業が登録継続を希望する場合は、登録期間が満了する 3 ヶ月から 12 ヶ月前までに、登録申請ルートを通じて海関総署に登録更新申請を行わなければならない。更新申請書類は以下のとおり。

- (1) 登録更新申請情報
- (2) 登録要件を継続して満たすことを証明する声明
- (3) 目録に記載されている食品の海外生産企業は、所在国（地域）の管轄当局が発行した登録要件を継続して満たすことを証明する声明を提出しなければならない。

海関総署は、登録要件を満たす企業の登録を更新し、登録の有効期間を 5 年間延長する。

第 23 条 輸入食品海外生産企業が次のいずれかの状況にある場合、海関総署は登録を取消し、輸入食品海外生産企業に通知し、所在国（地域）の管轄当局に通報し、公表する。

- (1) 規定に従って登録の延長更新を申請しなかった場合
- (2) 所在国（地域）の管轄当局又は輸入食品海外生産企業が主体的に取消しを申請した場合
- (3) 本規定第 7 条第 1 項第 1 号の要件を満たさなくなった場合

第 24 条 輸入食品生産企業の所在国（地域）の管轄当局は、食品安全監督責任を果たし、

登録された企業に対して効果的な管理監督を実施し、登録された企業が継続的に登録要件を遵守し続けるよう促さなければならない。また、登録要件を満たしていないことが判明した場合、直ちにリスク予防管理及び削減措置を講じ、関連企業の中国への食品輸出を一時的に停止し、海関総署に通知し、登録要件を満たすまで企業の是正を監督しなければならない。

輸入食品の海外生産企業が登録要件を満たしていないことが判明した場合、自主的に中国への輸出を停止し、登録要件を満たすまで直ちに是正措置を講じなければならない。

第 25 条 海関総署は、登録された輸入食品海外生産企業がもはや登録要件を満たしていないことを認知した場合、所定の期間内に是正を命じ、所在国（地域）の管轄当局に通知して是正を促し、是正期間中に関連企業の食品輸入を一時的に停止する。

企業が是正を完了した後、所在国（地域）の管轄当局が発行した監督是正報告書及び登録要件を満たしている旨の書面の声明を提出しなければならない。

海関総署は、企業の是正状況を審査し、要件を満たした場合、関連企業の食品輸入を再開する。

第 26 条 海関総署は、本規定第 24 条及び第 25 条により、登録した輸入食品海外生産企業の食品輸入を一時停止又は再開する場合、関連企業のリストを公表する。

第 27 条 登録された輸入食品海外生産企業が次のいずれかの状況にある場合、海関総署はその登録を取り消し、公表する。

- (1) 企業自身の原因により輸入食品に関わる重大な食品安全事故が発生した場合
- (2) 中国国内に輸出される食品が、輸入の検査検疫において食品安全上重大な問題が発覚した場合
- (3) 企業の食品安全衛生管理に重大な問題があり、中国国内に輸出される食品が安全衛生要件を満たしていることを保証できない場合
- (4) 是正後もなお登録要件を満たしていない場合
- (5) 虚偽の資料を提供し、関連情報を隠蔽した場合
- (6) 海関総署の再検査及び事故調査に協力することを拒否した場合
- (7) 登録番号を貸与、借用、譲渡、転売、不正使用した場合
- (8) 申請資格を有しない又は登録条件を満たさない企業に対して登録を許可した場合
- (9) その他、法律により登録を取り消すことができる場合

第四章 附則

第 28 条 海関総署が法律により輸入食品海外生産企業の所在国（地域）の関連食品の輸入

を一時的に停止した場合、停止期間中、当該国（地域）の関連食品生産企業の登録申請を受理しない。

第 29 条 関係国（地域）と中国は輸入食品海外生産企業の登録管理について別途取り決めがある場合、双方の取決めに従って実施する。

第 30 条 本規定により登録管理を実施する必要がある輸入食品の海外貯蔵企業の範囲について、海関総署が別途公表する。

一次食用農産物の海外生産企業の登録管理について、海関総署が別途制定する。

越境電子商取引小売輸入食品の海外生産企業に対する管理要件について、関連規定に従って取り扱う。

第 31 条 本規定において、所在国（地域）の管轄当局とは、輸入食品海外生産企業が所在する国（地域）の食品生産企業の安全衛生監督を担当する公的部門を指す。

第 32 条 本規定の解釈は海関総署が行う。

第 33 条 本規定は、2026 年 6 月 1 日から施行する。2021 年 4 月 12 日付、海関総署令第 248 号により公布された「中華人民共和国輸入食品海外生産企業登録管理規定」は同時に廃止する。